

令和6年 8月 1日

当社は セクシュアルハラスメントは許しません！！

三共電気株式会社 代表取締役 和田 豪



1 職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがありますので、注意しましょう。

2 我が社は、就業規則第4条で従業員の順守義務として、(12)で「性的な言動によって他の従業員に不快感を与えたり、職場の環境を害さないこと。」と規定しています。そして、懲戒事由として、就業規則第34条第1項(4)で「素行不良で会社内の秩序または風紀を乱したとき(セクシャルハラスメントによるものを含む)」とし、また、同項(6)で「第4条の遵守義務に違反したとき」として、セクシャルハラスメントの発生防止について規定しています。

ですので、我が社は下記の行為を許しません。

- ① 性的な冗談や会話をして、他人に不快感を与える言動
- ② わいせつ図画の閲覧、掲示、その他、他人に不快感を与える性的な言動
- ③ 性的な噂の流布
- ④ 身体への不必要な接触や、交際、性的な関係の強要
- ⑤ 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑥ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱い 等

3 このセクシャルハラスメント防止の対象は、当社において働いている方すべて、また、顧客、取引先の社員の方等を含みます。また、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

4 相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談(苦情を含む)窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。

また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化する恐れがある場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

経理部・総務課 和田 豪

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。

以 上